一月革ニ復シ候 六

一月長文箱 壹

一月童箱 壹

一月板本 三

右之通ニ而座ニ於ケ坂部能ニ及ヒ度勤役中ニ寛政
八辰年ニ調ヲ有之月年ニ有ニ而同之上ニ平信ニ及ヒ殿
ニ岩岡ニ六月月中ニ而何ニ迄右ニ而之ニ細ニ所ニ而引
渡ニ相成ニ候ニ右ニ外ニ 御紋附衣類有之

以前ニ見ニ焼捨ニ候能ニ及ヒ渡ニ別其所
焼捨ニ候

右調ニ而ニ書面ニ通ニ而座ニ於ケ此度本ニ柄ニ有ニ相
可ニ候此段ニ同ニ候

年 六月

佐野文郎在忠
佐久間安濃郎

右書面寛政十年年六月廿六日

国立国会図書館　タイトル『諸事』 請求記号 809-25

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸事』 請求記号 809-25

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸事』 請求記号 809-25

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸事』 請求記号 809-25

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸事』 請求記号 809-25

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸事』 請求記号 809-25

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸事』 請求記号 809-25

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸事』 請求記号 809-25

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸事』 請求記号 809-25

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸事』 請求記号 809-25

ガラス使用

御当電ニ鏡有之ニ依書有写

覚

一 米穀ニ類損失ニ無之能出来ニ依ニ出来ニ
無油所ニ中有事

一 有来田畑損亡無之ニ依ニ常ニ公掛無諸
中有之又ハ川除出之悪浦成ニ所ハ能
いたす事ニ依ニ要之事

一 新田出来ニ依ハよろしき事ニ依ニ其外之

御用出来も有之ニ可仰朝日翌二日夜日ニ依ニ
ノ有之ニ限年番ノ月ニ番迄中ニ迄ニ庭ニ下ニ
其ニ依ニ有之ニ中ニ迄

一 朝日二日夜月ニ其ニ依ニ於朝ノ間ニ迄年番夜ニ

害ニ為ニ成ル事ハ中身ニ然ル大概古田畑
或ハ海ニ成ル場ニ障ル成ル事度ニ有ル
後ニ其条ニ於ケル成所ハ可為無用事

一 若當り人用ニ不用ニ無ニ山林ニ伐出シ交易
いたしハ後法ニ可為無用事

一 食物ハ勿論其外諸家渡ニ小ニ其根ニ於
ニ小ニ於不中根小酒菓子ニ於ケル也多
但ニ有ニ相包ニ事

一 當時賣買ニ諸色別而不足ニ於ケル事
物ニ於ケル外ニ上物数多仕ニ於ケル人ニ
分限ニ於ケル物ニ於ケル事足ニ可
平章ニ國ニ衰ル事無ニ無益ニ事ニ
米穀并米穀ニ於ケル人ニ限家投諸道ニ於
知近新規ニ於ケル勿論百姓ニ於ケル事
仕出ニ後根ニ中身間諸事

一 有来外極貴物ニ於ケル賣買ニ於ケル人多

集メ[illegible]ニ[illegible]ハ[illegible]
立るといへども[illegible]事
一故[illegible]商物[illegible]
[illegible]利[illegible]
遂[illegible]
但商物一所[illegible]
[illegible]
事

一國ニ所ニ[illegible]諸[illegible]運送不自由
[illegible]途中ニ頻[illegible]
公[illegible]事
前條[illegible]通諸人一回ニ[illegible]
能[illegible]
[illegible]
取扱[illegible]利得[illegible]諸人[illegible]
[illegible]命[illegible]事[illegible]

国立国会図書館　タイトル『諸事』　請求記号 809-25
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸事』 請求記号 809-25

ガラス使用

809
25

国立国会図書館　タイトル『諸事』 請求記号 809-25

ガラス使用

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『諧事』請求記号 809-25